

## 「歩行者利便増進道路」での営業者証明書に関する規約

### （目的）

第1条 この露店等営業に関する規約は、岐阜県暴力団排除条例（平成22年岐阜県条例第54号）及び各務原市暴力団排除条例（平成24年各務原市条例第2号）の趣旨に従い、歩行者利便増進道路（以下「ほこみち」という）の占用範囲で行われる営業行為等が反社会的勢力を利することを防止し、歩行者利便増進道路の占用者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

### （露店等の営業申請）

第2条 露店等を営業しようとする者は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び店舗ごとの責任者や使用人の氏名、性別、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するために各務原市長（以下「市長」という）が規定する事項について、様式1号の1の「出店申込書」と、別に定める表明・確約に関する同意書を市長に提出し、営業者証明書の発行を得なければならない。

### （関係機関への意見聴取）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及びその露店の営業にかかる責任者及び使用人等、又はその関係者等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

### （営業の拒否）

第4条 市長は、次に掲げる場合において、露店等の営業者証明書を発行しないものとする。証明書は暴力団排除条例に則した者の証明で営業内容（飲食等）を補償するものではない。又、営業内容に関わる利用者からの責任は負わない。

- 1 営業の証明を得ようとする者が、反社会的勢力である場合。
- 2 営業の証明を得ようとする者が、反社会的勢力を使用人等として使用すると認められる場合。
- 3 営業の証明を得ようとする者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合。
- 4 営業の証明を得ようとする者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた場合。

(営業者証明書の掲示)

第5条 露店等の営業者は、市長が発行した営業証明書を店舗の外部からわかり易い場所に掲示して、営業を行わなければならない。

(営業者証明書の解除)

第6条 市長は、次に掲げる場合において各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、営業者証明書を取り消すことができる。

- 1 営業の証明を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合。
- 2 営業の証明を得た者が、虚偽の申請で営業証明書を得心が判明した場合。
- 3 営業の証明を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合。
- 4 営業の証明を得た者が、みかじめ料、シヨバ代等の名目を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合。
- 5 営業の証明を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合。
- 6 露店等において、反社会的勢力を使用人等として使用した場合。
- 7 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客様に迷惑をかける行為を行った場合。
- 8 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合。
- 9 市長の指示に従わない場合。

(露店等の使用人の届出)

第7条 露店等を営業しようとする者が、やむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用するときは、当該使用人の住所、氏名、生年月日等を市長に届出なければならない。

(責任者及び使用人一覧表の備付け及び提示)

第8条 露店等の営業者は、責任者又は使用人等を露店等の営業に従事させるときは、店舗ごとに責任者及び使用者一覧表の写しを備付けなければならない。

2 露店等の営業者若しくは店舗ごとの責任者又は使用人は、市長等から、責任者及び使用者一覧表の写しの提示を求められたときは、これに従わなければならない。